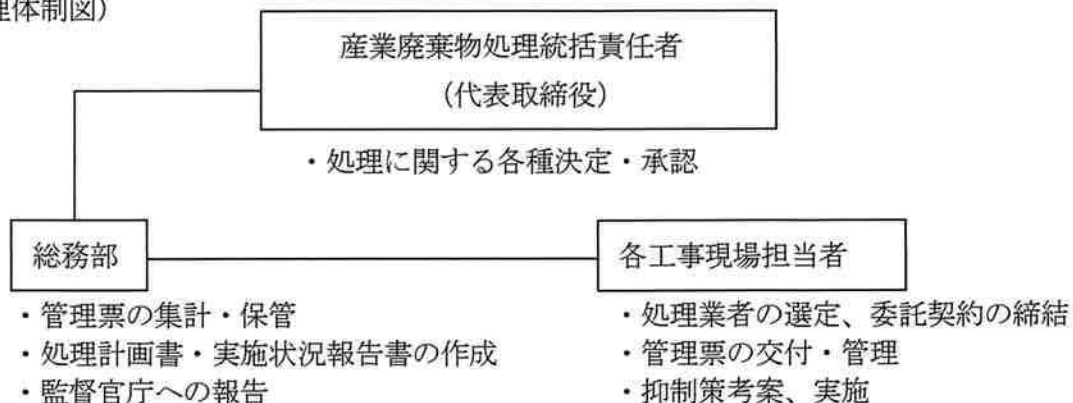


産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月26日	
鳥取県知事 様	
提出者	
住 所 米子市彦名町1847番地1	
氏 名 大松建設株式会社	
代表取締役 松 浦 啓 介	
電話番号 0859-29-6281	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大松建設株式会社
事業場の所在地	米子市彦名町1847番地1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	昨年度元請完成工事高 1,769,575千円
③ 従業員数	27人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物（主にコンクリートがら、アスファルトがら、木くず等） ・再生処理業者へ委託→再生骨材、チップ材等として再資源化 ・再生できないものは最終処分委託→埋立

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙 表①のとおり	
	排出量	2157.3254 t	t
	（これまでに実施した取組） ・混合廃棄物の削減の為、各現場で分別収集の細分化に努める。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 表②のとおり	
	排出量	2050 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・廃棄物の発生抑制を考慮した施工方法・計画を立てる。 ・分別収集を徹底し、再生処理業者への委託を促進する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・資源回収可能な廃棄物の分別。 ・各現場で分別収集の細分化に努める。
② 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・紙くず（新聞紙・雑誌）は分別し、地域資源回収へ出す。 ・各現場で、分別収集の細分化を徹底し、混合廃棄物の削減に努める。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙表①③のとおり	
	全 処 理 委 託 量	2157. 3254 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	234. 936 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	1836. 681 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 再生利用業者、優良認定処理業者への委託。		
	・ 適切な委託契約を締結する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙表②④のとおり	
	全 処 理 委 託 量	2050 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	210 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1750 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 現場担当者への優良認定処理業者の周知と利用促進。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

表①【前年度(令和5年度)産業廃棄物発生量】

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	その他がれき	廃プラ類	金属くず	石膏ボード	木くず	紙くず	混合廃棄物	廃油	ガラス・陶磁器くず	石綿含有廃棄物	小型家電品	乾電池	蛍光管	合計
排出量(t)	1540.04	114.96	104.774	63.96	19.841	38.21	112.80	18.14	74.178	1.8	65.46	3	0.12	0.017	0.0254	2157.3254

表②【今年度(令和6年度)産業廃棄物目標発生量】

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	その他がれき	廃プラ類	金属くず	石膏ボード	木くず	紙くず	混合廃棄物	廃油	ガラス・陶磁器くず	石綿含有廃棄物	小型家電品	乾電池	蛍光管	合計
排出量(t)	1500	100	100	60	14	30	100	13	70	0.9	60	2	0.07	0.01	0.02	2050

表③【前年度(令和5年度)産業廃棄物処理委託量】

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	その他がれき	廃プラ類	金属くず	石膏ボード	木くず	紙くず	混合廃棄物	廃油	ガラス・陶磁器くず	石綿含有廃棄物	小型家電品	乾電池	蛍光管	合計
優良認定処理業者へ処理委託量(t)	-	-	37.016	22.42	11.253	34.4	25.64	9.14	72.15	1.8	21.1	-	-	0.0170	-	234.936
再生利用業者へ処理委託量(t)	1539.84	114.78	-	18.35	19.841	2.64	112.8	18.14	-	-	10.29	-	-	-	-	1836.681

表④【今年度(令和6年度)産業廃棄物目標委託量】

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	その他がれき	廃プラ類	金属くず	石膏ボード	木くず	紙くず	混合廃棄物	廃油	ガラス・陶磁器くず	石綿含有廃棄物	小型家電品	乾電池	蛍光管	合計
優良認定処理業者へ処理委託量(t)	-	-	30	20	10	30	20	9	70	0.99	20	-	-	0.01	-	210
再生利用業者へ処理委託量(t)	1500	100	-	12	14	2	100	12	-	-	10	-	-	-	-	1750